

四半期報告書

(第45期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

The logo for NRI (Nippon Research Institute) is displayed in a bold, blue, sans-serif font.

株式会社 野村総合研究所

(E05062)

第45期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

目 次

第45期第1四半期 四半期報告書

頁

【表紙】

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【関係会社の状況】	2
4【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【生産、受注及び販売の状況】	4
2【事業等のリスク】	6
3【経営上の重要な契約等】	6
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3【設備の状況】	9
第4【提出会社の状況】	10
1【株式等の状況】	10
(1)【株式の総数等】	10
(2)【新株予約権等の状況】	11
(3)【ライツプランの内容】	29
(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】	29
(5)【大株主の状況】	29
(6)【議決権の状況】	30
2【株価の推移】	30
3【役員の状況】	30
第5【経理の状況】	31
1【四半期連結財務諸表】	32
(1)【四半期連結貸借対照表】	32
(2)【四半期連結損益計算書】	34
(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	35
2【その他】	46
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	46

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月31日
【四半期会計期間】	第45期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 藤沼 彰久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03（5533）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 村上 勝俊
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	045（333）8100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 村上 勝俊
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 木場総合センター （東京都江東区木場一丁目5番15号） 株式会社野村総合研究所 大阪総合センター （大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）木場総合センターは、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備置するものです。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 前第1四半期 連結累計(会計)期間	第45期 当第1四半期 連結累計(会計)期間	第44期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	79,495	81,521	341,279
経常利益(百万円)	10,915	10,860	51,731
四半期(当期)純利益(百万円)	6,051	6,124	24,513
純資産額(百万円)	199,108	211,742	205,466
総資産額(百万円)	330,202	341,357	354,487
1株当たり純資産額(円)	1,020.31	1,083.40	1,051.65
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	30.63	31.48	125.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	28.88	29.66	118.29
自己資本比率(%)	60.1	61.7	57.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	12,054	15,699	46,180
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△11,792	△3,071	△70,994
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△16,951	△5,082	△22,414
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	58,985	35,641	28,228
従業員数(人)	6,062	6,366	6,118

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

2【事業の内容】

当第1四半期において、当社グループ（当社および連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。ITソリューションサービスにおいて以下の関係会社の異動があり、当第1四半期末の当社の関係会社は、子会社14社、関連会社2社、その他の関係会社2社となりました。

《システム開発・運用サービス等》

子会社である㈱インステクノの全株式を売却しました。また、子会社であるエヌ・アール・アイ・ネットワークコミュニケーションズ㈱とエヌ・アール・アイ・ウェブランディア㈱が合併しました。

《情報・通信システムに関する教育・研修等》

子会社であるエヌ・アール・アイ・ラーニングネットワーク㈱の全株式を売却しました。

《BPO関連サービス》

金融機関等からBPO（Business Process Outsourcing：企業が自社業務の一部を外部の専門企業に一括して委託すること）関連業務を受託する共同事業会社である子会社NRI・BPOサービス㈱を設立しました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期において、以下の会社は提出会社の関係会社ではなくなりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
《連結子会社》 エヌ・アール・アイ・ラーニングネットワーク㈱ ※1	東京都 千代田区	百万円 300	ITソリューションサービス	100.0	研修サービスの利用 役員の兼任等…1人
㈱インステクノ ※1	東京都 江東区	百万円 495	ITソリューションサービス	100.0	システム開発委託 役員の兼任等…1人
エヌ・アール・アイ・ウェブランディア㈱ ※2	東京都 千代田区	百万円 200	ITソリューションサービス	100.0	システム開発委託 役員の兼任等…1人

(注) 1. 平成21年3月31日現在の内容を記載しています。

2. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しています。

3. 「議決権の所有割合」欄は、当該関係会社の議決権に対する当社の所有割合を記載しています。

4. 「関係内容」欄の役員の兼任等は、当社取締役および監査役の当該会社取締役または監査役の兼任人数を記載しています。

5. ※1：平成21年4月に、全株式を売却しました。

6. ※2：平成21年4月に、エヌ・アール・アイ・ネットワークコミュニケーションズ㈱と合併しました。

また、新規設立により、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
《連結子会社》 NRI・BPOサービス ㈱	東京都 港区	百万円 30	ITソリューションサービス	51.0	BPO関連業務の委託 役員の兼任等…1人

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しています。

2. 「議決権の所有割合」欄は、当該関係会社の議決権に対する当社の所有割合を記載しています。

3. 「関係内容」欄の役員の兼任等は、当社取締役および監査役の当該会社取締役または監査役の兼任人数を記載しています。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (人)	6,366 [1,835]
----------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社グループ（当社および連結子会社）からグループ外への出向者110人は含まれていません。

2. []内に派遣社員の当第1四半期の期中平均人員数を外書きで記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (人)	5,334 [1,541]
----------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者492人は含まれていません。

2. []内に派遣社員の当第1四半期の期中平均人員数を外書きで記載しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

①生産実績

当第1四半期における事業の種類別セグメントごとの生産実績は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
コンサルティングサービス	3,653	△11.6
ITソリューションサービス	54,145	3.0
開発・製品販売	27,028	3.6
運用サービス	27,116	2.5
合計	57,798	2.0

(注) 金額は製造原価によっています。

②外注実績

当第1四半期における事業の種類別セグメントごとの外注実績および生産実績に占める割合は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	割合（%）	前年同四半期比（%）
コンサルティングサービス	922	25.2	△17.1
ITソリューションサービス	26,824	49.5	△1.8
開発・製品販売	18,718	69.3	4.7
運用サービス	8,106	29.9	△14.0
合計	27,747	48.0	△2.4

(注) 1. 上記の金額のうち、中国企業への外注実績および外注実績合計に対する割合は次のとおりです。

	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間		前年同四半期比（%）
	金額（百万円）	割合（%）	金額（百万円）	割合（%）	
中国企業への外注実績	4,150	14.6	3,664	13.2	△11.7

2. 金額は製造原価によっています。

(2) 受注状況

当第1四半期における事業の種類別セグメントごとの受注状況は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)		受注残高 (百万円)	
		前年同四半期比 (%)		前年同四半期比 (%)
コンサルティングサービス	10,093	△11.9	6,966	△11.9
ITソリューションサービス	62,694	12.0	160,300	30.0
開発・製品販売	37,601	2.1	43,333	84.4
運用サービス	22,860	37.5	116,967	17.2
商品販売	2,231	△11.1	—	—
合計	72,787	8.0	167,267	27.5

(注) 1. 金額は販売価格によっています。

2. 継続的な役務提供をおこない利用度数等に応じて料金をいただくサービスについては、各年度末時点で翌年度の売上見込額を受注額に計上しています。

(3) 販売実績

当第1四半期における事業の種類別セグメントごとの販売実績は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額 (百万円)	
		前年同四半期比 (%)
コンサルティングサービス	6,336	△14.1
ITソリューションサービス	75,184	4.3
開発・製品販売	30,638	△5.8
運用サービス	42,314	14.1
商品販売	2,231	△11.3
合計	81,521	2.5

(注) 1. 主な相手先別の販売実績および販売実績合計に対する割合は次のとおりです。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
野村ホールディングス(株)	23,545	29.6	22,563	27.7
(株)セブン&アイ・ホールディングス	9,500	12.0	9,797	12.0

原則として、相手先の子会社向けの販売実績を含めています。

2. リース会社等を経由した販売については、最終的にサービス等の提供を受けた顧客向けの販売実績を含めています。

3. 金額はセグメント間の内部売上高又は振替高を除いた外部顧客に対する売上高によっています。

業種別売上高と売上高構成比率は次のとおりです。

	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
金融サービス業	55,295	69.6	57,069	70.0
流通業	10,843	13.6	10,594	13.0
その他産業等	13,356	16.8	13,857	17.0
合計	79,495	100.0	81,521	100.0

（注）リース会社等を経由した販売については、最終的にサービス等の提供を受けた顧客向けの販売実績に含めていません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期は、輸出や生産など一部に持ち直しの動きがみられたものの、企業収益や設備投資が大幅に減少し、景気は厳しい状況となりました。こうしたなか、企業の情報システム投資に対する慎重な姿勢は変わらず、情報サービス産業を取り巻く経営環境も厳しい状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループ（当社および連結子会社）は、保険業、サービス業や製造業向け事業に注力しました。また、証券業主要顧客向けの受託開発型事業の一部を、当社が資産を保有したうえでおこなう提案型アウトソーシングサービスに移行し、同顧客と新たな事業関係を築くとともに事業基盤の強化を図りました。そのほか、外部委託の効率化やコスト削減に注力し、新規顧客・事業分野の増加によるリスクに対応したプロジェクト管理の徹底をおこないました。品質および生産性の向上、人材育成の強化に継続的に取り組み、アジア事業の強化にも努めました。

こうした活動の結果、当社グループの売上高は81,521百万円（前年同四半期比2.5%増）となりました。ソフトウェア投資の増加による償却費増がありましたが、効率化によりシステム運用における外部委託費を削減したことで、売上原価は58,129百万円（同2.9%増）となり、売上総利益は23,392百万円（同1.8%増）となりました。販売費及び一般管理費は13,438百万円（同2.4%増）と増加したものの、営業利益は9,953百万円（同1.0%増）、経常利益は10,860百万円（同0.5%減）、四半期純利益は6,124百万円（同1.2%増）となりました。

<セグメント情報>

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

コンサルティングサービス

景気の低迷を受け経営コンサルティング案件およびシステムコンサルティング案件が大幅に減少したため、売上高（外部売上高）は6,336百万円（前年同四半期比14.1%減）、営業損失は376百万円（前年同四半期は営業利益509百万円）となりました。

ITソリューションサービス

ITソリューションサービスの品目別の売上高動向をみると、開発・製品販売は、保険業やサービス業、製造業向けが増加したものの、証券業向けが落ち込み、30,638百万円（前年同四半期比5.8%減）となりました。運用サービスは、前年同四半期に比べ株式市況が低迷し証券業向け共同利用型サービスなどが伸び悩むなか、証券業主要顧客向けに大型のアウトソーシングサービスの提供を開始したこと、保険業向け共同利用型サービスや流通業向けシステム運用が増加したことなどから、42,314百万円（同14.1%増）となりました。

コスト面では、ソフトウェア投資の増加にともない償却費が増加しましたが、システム運用を中心に外部委託費が減少しました。

この結果、売上高（外部売上高）は75,184百万円（同4.3%増）、営業利益は10,329百万円（同10.5%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末は、流動資産106,526百万円（前年度末比13.1%減）、固定資産234,830百万円（同1.3%増）、流動負債52,284百万円（同25.3%減）、固定負債77,330百万円（同2.1%減）、純資産合計211,742百万円（同3.1%増）となり、総資産は341,357百万円（同3.7%減）となりました。

主な増減内容は、以下のとおりです。

開発等未収収益が増加しましたが、売掛金が減少したため、売上債権は減少しました。仕入債務が減少したほか、法人税や賞与の支払いにともない未払法人税等と賞与引当金が減少しました。主に保有株式の時価上昇により投資有価証券が増加しました。保有株式の時価上昇は、繰延税金資産の減少およびその他有価証券評価差額金の増加要因にもなりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期における営業活動によるキャッシュ・フローは15,699百万円（前年同四半期比30.2%増）となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益10,563百万円（同0.0%減）、減価償却費6,774百万円（同47.3%増）、売上債権の減少22,086百万円（同19.6%減）、法人税等の支払△11,912百万円（同8.3%増）などによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは△3,071百万円（同74.0%減）の支出となりました。これは、データセンターの機械装置など有形固定資産の取得、共同利用型システムの開発など無形固定資産の取得、株式の売却および定期預金の払戻などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払いにより、△5,082百万円（同70.0%減）の支出となりました。

以上の結果、当第1四半期末の現金及び現金同等物は、35,641百万円（同39.6%減）となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期において重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期における研究開発費は732百万円です。研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期において、主要な設備に重要な変更はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期において、設備の新設、除却等の計画に重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年7月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	225,000,000	225,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	225,000,000	225,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

イ. 新株予約権

①第3回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,284
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,284 資本組入額 1,142
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社国内子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にあることを要する。ただし、死亡、任期満了その他正当な理由があると認められる場合には、新株予約権者またはその相続人は一定期間に限り権利を行使することができる。 ②当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、権利行使請求日の直前5連続取引日において、1株当たり2,600円以上であることを要する。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) ※：当社が株式交換または株式移転をおこなう場合、完全親会社に新株予約権にかかる義務を承継させることができる。完全親会社に承継される新株予約権の内容の決定方針は次のとおりとする。

①新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

②新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整した数とする。

③新株予約権の行使時の払込金額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整した額とする。

④新株予約権を行使することができる期間、その他の行使の条件、消却事由および消却条件ならびに譲渡制限

承継前の新株予約権の当該事項の内容と同等のものとする。ただし、合理的な理由がある場合、取締役会決議に基づきこれを変更することができる。

②第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	449
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	224,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,319
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,319 資本組入額 1,160
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社国内子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にあることを要する。ただし、死亡、任期満了その他行使が許容される場合として取締役会が認めた場合には、新株予約権者またはその相続人は一定期間に限り権利を行使することができる。 ②当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、権利行使期間内の5連続取引日において、1株当たり2,600円以上となるまでは行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) ※：当社が株式交換または株式移転をおこなう場合、完全親会社に新株予約権にかかる義務を承継させることができる。完全親会社に承継される新株予約権の内容の決定方針は次のとおりとする。

- ①新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とする。
- ②新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使時の払込金額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した額とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間
承継前の新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という)の開始日と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権のその他の行使の条件ならびに消却事由および消却条件
承継前の新株予約権の当該事項に準じて決定する。ただし、合理的な理由がある場合には取締役会決議に基づきこれを変更、削除、または追加をすることができる。
- ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

③第6回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	15
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,282
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,147 資本組入額 2,074
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②割当日以降に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、5連続取引日において、1株当たり3,700円以上となるまでは権利を行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、残存新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額に基づいて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件および取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

④第8回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,225
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	75
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	422,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,680
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,710 資本組入額 2,355
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②割当日以降に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5連続取引日において、1株当たり4,100円以上となるまでは、権利を行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに応じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ残存新株予約権の行使価額に準じて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

⑤第9回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	25
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,620 資本組入額 1,810
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使時の1株当たりの払込金額を1円とし、これに③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という)の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

残存新株予約権の定めと同じとする。

⑥第10回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,175
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	417,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,650
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,281 資本組入額 1,641
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②割当日以降に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5連続取引日(終値のない日を除く)において、1株当たり3,000円以上となるまでは、権利を行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ残存新株予約権の行使価額に基づいて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

⑦第11回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	955
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,573 資本組入額 1,287
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使時の1株当たりの払込金額を1円とし、これに③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という)の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

残存新株予約権の定めと同じとする。

ロ. 新株予約権付社債

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	49,997
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	※1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,000,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月4日 至 平成26年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	※2
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部については、行使請求することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権または社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各新株予約権の行使に際しては、当該各新株予約権にかかる社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額(金100万円)と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,997

(注) 1. ※1: 新株予約権の行使請求により当社が交付する株式の数は、行使請求にかかる社債の金額の合計額を、転換価額4,224円で除した数(以下「交付株式数」という)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

2. ※2: 発行価格は、新株予約権の行使請求にかかる社債の金額の合計額を、交付株式数で除した金額とする。
資本組入額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. ※3: 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合(ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る)は、新株予約権付社債の繰上償還をおこなう場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権(以下「承継新株予約権」という)を以下の条件にて交付する。この場合において、組織再編行為の効力発生日において、残存新株予約権は消滅し、新株予約権付社債についての社債にかかる債務は再編対象会社に承継され、残存新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、新株予約権付社債の社債要項の新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割をおこなう場合は、再編対象会社が残存新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、再編対象会社が新株予約権付社債についての社債にかかる債務を承継する旨を吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限る。

①承継新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②承継新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求にかかる承継された社債の金額の合計額を④に定める転換価額で除した数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
- ④承継新株予約権の転換価額
承継新株予約権の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に残存新株予約権を行使した場合に新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、残存新株予約権の定めに準じた調整をおこなう。
- ⑤承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、承継された各社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各新株予約権付社債の払込金額と同額とする。
- ⑥承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から残存新株予約権の当該期間の満了日までとする。
- ⑦承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
残存新株予約権の定めと同じとする。
- ⑧その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- ⑨承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

ハ、当第1四半期末（平成21年6月30日）後に発行した新株予約権

平成21年6月23日開催の取締役会の決議により、平成21年7月15日付で次のとおり新株予約権を発行しています。

①第12回新株予約権

	提出日現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数（個）	4,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	440,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 2,090
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,629 資本組入額 1,315
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②割当日以降に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5連続取引日（終値のない日を除く）において、1株当たり2,300円以上となるまでは、権利を行使することができない。 ③その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ残存新株予約権の行使価額に準じて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

②第13回新株予約権

	提出日現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,020
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,013 資本組入額 1,007
新株予約権の行使の条件	①権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ②その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使時の1株当たりの払込金額を1円とし、これに③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という)の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

残存新株予約権の定めと同じとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	225,000	—	18,600	—	14,800

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期において、JPモルガン・アセット・マネジメント㈱およびその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユークー）リミテッドから平成21年5月11日付で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成21年4月30日現在で次のとおり株式等を保有している旨の報告を受けていますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント㈱	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	8,163	3.63
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユークー）リミテッド	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、ロンドン・ ウォール 125	325	0.14
計	—	8,489	3.77

※ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユークー）リミテッド保有分には、保有潜在株式268千株が含まれています。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期末の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 30,473,400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 194,518,500	1,945,185	—
単元未満株式	普通株式 8,100	—	—
発行済株式総数	225,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,945,185	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の「株式数」には、(株)証券保管振替機構名義の株式2,300株が含まれています。また、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数23個が含まれています。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 榊野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 一丁目6番5号	30,473,400	—	30,473,400	13.54
計	—	30,473,400	—	30,473,400	13.54

（注）当第1四半期末の自己名義所有株式数は、30,449,500株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合13.53%）となっています。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高（円）	1,795	1,831	2,160
最低（円）	1,511	1,726	1,734

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

3 【役員状況】

前年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）にかかる四半期連結財務諸表、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）にかかる四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,672	20,307
売掛金	29,481	56,408
開発等未収収益	27,538	21,245
有価証券	23,771	13,999
商品	318	251
仕掛品	61	4
前払費用	2,934	2,044
繰延税金資産	7,257	7,307
その他	554	1,086
貸倒引当金	△63	△84
流動資産合計	106,526	122,572
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	59,808	59,076
減価償却累計額	△30,437	△29,647
建物及び構築物(純額)	29,371	29,429
機械及び装置	27,894	27,003
減価償却累計額	△18,946	△17,776
機械及び装置(純額)	8,947	9,226
工具、器具及び備品	25,063	24,930
減価償却累計額	△17,095	△16,738
工具、器具及び備品(純額)	7,968	8,192
土地	11,292	11,292
リース資産	1,218	1,505
減価償却累計額	△1,114	△1,371
リース資産(純額)	104	133
有形固定資産合計	57,683	58,274
無形固定資産		
ソフトウェア	60,500	59,614
ソフトウェア仮勘定	14,301	14,715
その他	548	556
無形固定資産合計	75,351	74,886
投資その他の資産		
投資有価証券	61,253	55,436
関係会社株式	1,944	2,231
長期貸付金	7,509	7,481
従業員に対する長期貸付金	170	185
リース投資資産	622	747
差入保証金	11,569	10,965
繰延税金資産	15,786	19,128
その他	3,060	2,695
貸倒引当金	△121	△117
投資その他の資産合計	101,795	98,754
固定資産合計	234,830	231,915
資産合計	341,357	354,487

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,872	28,961
リース債務	547	655
未払金	4,024	4,812
未払費用	9,371	4,466
未払法人税等	5,512	13,396
未払消費税等	1,630	132
前受金	6,109	4,583
賞与引当金	6,079	12,058
その他	4,136	958
流動負債合計	52,284	70,026
固定負債		
新株予約権付社債	49,997	49,997
リース債務	325	414
長期未払金	1,465	2,938
繰延税金負債	1	2
退職給付引当金	25,540	25,642
固定負債合計	77,330	78,994
負債合計	129,614	149,020
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,600	18,600
資本剰余金	15,004	14,974
利益剰余金	241,127	240,061
自己株式	△72,696	△72,753
株主資本合計	202,036	200,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,759	5,850
為替換算調整勘定	△2,019	△2,158
評価・換算差額等合計	8,740	3,692
新株予約権	956	892
少数株主持分	10	—
純資産合計	211,742	205,466
負債純資産合計	341,357	354,487

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	79,495	81,521
売上原価	56,517	58,129
売上総利益	22,977	23,392
販売費及び一般管理費	* 13,118	* 13,438
営業利益	9,859	9,953
営業外収益		
受取利息	275	110
受取配当金	832	831
投資事業組合運用益	5	—
持分法による投資利益	28	—
その他	22	66
営業外収益合計	1,164	1,008
営業外費用		
支払利息	3	6
投資事業組合運用損	79	38
持分法による投資損失	—	56
その他	26	0
営業外費用合計	109	101
経常利益	10,915	10,860
特別利益		
投資有価証券売却益	—	3
貸倒引当金戻入額	3	9
特別利益合計	3	13
特別損失		
投資有価証券評価損	—	309
リース会計基準の適用に伴う影響額	351	—
特別損失合計	351	309
税金等調整前四半期純利益	10,566	10,563
法人税、住民税及び事業税	4,515	4,443
法人税等合計	4,515	4,443
少数株主損失(△)	—	△4
四半期純利益	6,051	6,124

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	10,566	10,563
減価償却費	4,600	6,774
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3	△16
受取利息及び受取配当金	△1,108	△941
支払利息	3	6
投資事業組合運用損益 (△は益)	74	38
持分法による投資損益 (△は益)	△28	56
リース会計基準の適用に伴う影響額	351	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	309
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△3
売上債権の増減額 (△は増加)	27,459	22,086
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△195	△126
仕入債務の増減額 (△は減少)	△15,543	△10,405
未払消費税等の増減額 (△は減少)	635	1,510
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5,683	△5,857
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△47	△38
差入保証金の増減額 (△は増加)	373	△726
その他	640	3,404
小計	22,093	26,634
利息及び配当金の受取額	965	984
利息の支払額	△3	△6
法人税等の支払額	△11,001	△11,912
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,054	15,699
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	—	3,562
有価証券の取得による支出	△7,972	—
有価証券の売却及び償還による収入	12,000	—
有形固定資産の取得による支出	△5,145	△3,721
有形固定資産の売却による収入	0	2
無形固定資産の取得による支出	△4,542	△5,373
無形固定資産の売却による収入	0	0
投資有価証券の取得による支出	△6,105	△252
投資有価証券の売却及び償還による収入	5	2,030
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	664
関係会社株式の取得による支出	△36	—
従業員に対する長期貸付けによる支出	△9	—
従業員に対する長期貸付け金の回収による収入	13	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,792	△3,071

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	4,000
短期借入金の返済による支出	—	△4,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△117	△72
自己株式の処分による収入	59	0
自己株式の取得による支出	△11,869	△0
配当金の支払額	△5,022	△5,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,951	△5,082
現金及び現金同等物に係る換算差額	149	△132
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,539	7,412
現金及び現金同等物の期首残高	75,524	28,228
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 58,985	* 35,641

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、エヌ・アール・アイ・ラーニングネットワーク(株)および(株)インステクノは、全株式を売却したため連結の範囲から除外しています。NRI・BPOサービス(株)は新たに設立したため、連結の範囲に含めています。また、エヌ・アール・アイ・ネットワークコミュニケーションズ(株)とエヌ・アール・アイ・ウェブランディア(株)は合併しました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 14社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>「工事契約に関する会計基準」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しています。当社グループは従来、受注制作のソフトウェアにかかる収益の計上基準については進行基準を適用していたため、これによる当第1四半期連結会計期間への影響は軽微です。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。</p> <p>なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しています。</p>

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)																																												
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">307百万円</td> </tr> <tr> <td>給与及び手当</td> <td style="text-align: right;">3,312百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,922百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">462百万円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">786百万円</td> </tr> <tr> <td>教育研修費</td> <td style="text-align: right;">352百万円</td> </tr> <tr> <td>不動産賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,128百万円</td> </tr> <tr> <td>事務委託費</td> <td style="text-align: right;">1,927百万円</td> </tr> <tr> <td>旅費及び交通費</td> <td style="text-align: right;">404百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品費</td> <td style="text-align: right;">356百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">216百万円</td> </tr> </table>	役員報酬	307百万円	給与及び手当	3,312百万円	賞与引当金繰入額	1,922百万円	退職給付費用	462百万円	福利厚生費	786百万円	教育研修費	352百万円	不動産賃借料	1,128百万円	事務委託費	1,927百万円	旅費及び交通費	404百万円	器具備品費	356百万円	減価償却費	216百万円	<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">304百万円</td> </tr> <tr> <td>給与及び手当</td> <td style="text-align: right;">3,686百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,146百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">532百万円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">855百万円</td> </tr> <tr> <td>教育研修費</td> <td style="text-align: right;">415百万円</td> </tr> <tr> <td>不動産賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,094百万円</td> </tr> <tr> <td>事務委託費</td> <td style="text-align: right;">1,596百万円</td> </tr> <tr> <td>旅費及び交通費</td> <td style="text-align: right;">297百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品費</td> <td style="text-align: right;">346百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">318百万円</td> </tr> </table>	役員報酬	304百万円	給与及び手当	3,686百万円	賞与引当金繰入額	2,146百万円	退職給付費用	532百万円	福利厚生費	855百万円	教育研修費	415百万円	不動産賃借料	1,094百万円	事務委託費	1,596百万円	旅費及び交通費	297百万円	器具備品費	346百万円	減価償却費	318百万円
役員報酬	307百万円																																												
給与及び手当	3,312百万円																																												
賞与引当金繰入額	1,922百万円																																												
退職給付費用	462百万円																																												
福利厚生費	786百万円																																												
教育研修費	352百万円																																												
不動産賃借料	1,128百万円																																												
事務委託費	1,927百万円																																												
旅費及び交通費	404百万円																																												
器具備品費	356百万円																																												
減価償却費	216百万円																																												
役員報酬	304百万円																																												
給与及び手当	3,686百万円																																												
賞与引当金繰入額	2,146百万円																																												
退職給付費用	532百万円																																												
福利厚生費	855百万円																																												
教育研修費	415百万円																																												
不動産賃借料	1,094百万円																																												
事務委託費	1,596百万円																																												
旅費及び交通費	297百万円																																												
器具備品費	346百万円																																												
減価償却費	318百万円																																												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)																		
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">15,138百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">67,473百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△7,651百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等</td> <td style="text-align: right;">△15,975百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">58,985百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	15,138百万円	有価証券勘定	67,473百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△7,651百万円	取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	△15,975百万円	現金及び現金同等物	58,985百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">14,672百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">23,771百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△2,802百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35,641百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	14,672百万円	有価証券勘定	23,771百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,802百万円	現金及び現金同等物	35,641百万円
現金及び預金勘定	15,138百万円																		
有価証券勘定	67,473百万円																		
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△7,651百万円																		
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	△15,975百万円																		
現金及び現金同等物	58,985百万円																		
現金及び預金勘定	14,672百万円																		
有価証券勘定	23,771百万円																		
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,802百万円																		
現金及び現金同等物	35,641百万円																		

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 225,000千株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 30,449千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 956百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	5,057百万円	26円	平成21年3月31日	平成21年6月3日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)				
	コンサルティングサービス (百万円)	I Tソリューションサービス (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
1. 外部顧客に対する売上高	7,380	72,114	79,495	—	79,495
2. セグメント間の内部売上高又は振替高	100	174	275	(275)	—
計	7,481	72,289	79,770	(275)	79,495
営業費用	6,971	62,939	69,911	(275)	69,635
営業利益	509	9,349	9,859	0	9,859

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)				
	コンサルティングサービス (百万円)	I Tソリューションサービス (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
1. 外部顧客に対する売上高	6,336	75,184	81,521	—	81,521
2. セグメント間の内部売上高又は振替高	70	77	148	(148)	—
計	6,407	75,262	81,669	(148)	81,521
営業費用	6,783	64,932	71,716	(148)	71,567
営業利益又は営業損失(△)	△376	10,329	9,953	0	9,953

(注) 事業区分の方法および各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のサービスに区分しています。

コンサルティングサービス……………リサーチ、経営コンサルティング、システムコンサルティング 等

I Tソリューションサービス……………システム開発・パッケージソフトの製品販売、

アウトソーシング・ビューロー・情報提供サービス、

システム機器等の商品販売 等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

国内セグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計額の90%超であるため、記載を省略しています。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

国内セグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計額の90%超であるため、記載を省略しています。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しています。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しています。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照 表計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	10,652	28,971	18,319
(2) 債券			
①国債・地方債等	1,000	1,000	0
②社債	17,021	16,961	△60
(3) その他	640	566	△73
計	29,314	47,500	18,185

(注) 1. その他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理をおこなったものはありません。なお、時価のある株式については、原則として第1四半期連結決算日の時価が取得価額に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理をおこなうこととしています。

2. 投資事業有限責任組合等に対する出資持分については、構成資産を時価評価したうえで、(3)その他に含めて表示しています。

前連結会計年度末(平成21年3月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上 額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	10,649	20,851	10,202
(2) 債券			
①国債・地方債等	3,000	3,000	0
②社債	19,022	18,817	△204
(3) その他	710	636	△73
計	33,382	43,306	9,924

(注) 1. その他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理をおこなった金額は4,286百万円であり、取得原価には減損処理後の金額を記載しています。なお、時価のある株式については、原則として連結決算日の時価が取得価額に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理をおこなうこととしています。

2. 投資事業有限責任組合等に対する出資持分については、構成資産を時価評価したうえで、(3)その他に含めて表示しています。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額および科目名

売上原価 65百万円

販売費及び一般管理費 85百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。なお、平成21年7月15日付で、以下のストック・オプションを付与しました。

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分および人数	当社の取締役および執行役員 (39人) 当社子会社の取締役 (7人)	当社の取締役、執行役員および従業員(役員待遇) (42人) 当社子会社の取締役 (7人)
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 440,000株	普通株式 102,000株
付与日	平成21年7月15日	同 左
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同 左
権利行使期間	自平成24年7月1日 至平成28年6月30日	自平成22年7月1日 至平成23年6月30日
権利行使価格(円)	2,090	1
付与日における公正な評価単価(円)	539	2,012

(注) スtock・オプションの数を株式数に換算して記載しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,083.40円	1株当たり純資産額 1,051.65円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	211,742百万円	205,466百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	966百万円	892百万円
（うち新株予約権）	(956百万円)	(892百万円)
（うち少数株主持分）	(10百万円)	(-百万円)
普通株式にかかる四半期連結会計期間末（連結会計年度末）の純資産額	210,776百万円	204,574百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末（連結会計年度末）の普通株式の数	194,550千株	194,526千株

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 30.63円	1株当たり四半期純利益金額 31.48円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 28.88円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 29.66円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	6,051百万円	6,124百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円	-百万円
普通株式にかかる四半期純利益	6,051百万円	6,124百万円
普通株式の期中平均株式数	197,553千株	194,541千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	-百万円	-百万円
普通株式増加数	11,965千株	11,940千株

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	(1) 平成18年9月11日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 392,500株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,282円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 2,529.52円	(1) 平成16年6月24日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 39,000株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり2,284円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 1,810.02円
	(2) 平成19年7月10日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 415,000株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,680円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 2,529.52円	(2) 平成17年7月1日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 224,500株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり2,319円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 1,810.02円
		(3) 平成18年9月11日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 392,500株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,282円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 1,810.02円
		(4) 平成19年7月10日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 415,000株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,680円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 1,810.02円
		(5) 平成20年7月8日発行の新株予約権 ①新株予約権の目的となる株式の数 417,500株 ②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり2,650円 ③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 1,810.02円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(期末)をおこなうことを次のとおり決議しました。

- | | | | |
|------------------------|---------|----|-----------|
| ① 配当財産の種類および帳簿価額の総額 | 金銭による配当 | 総額 | 5,057百万円 |
| ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 | | | 1株当たり26円 |
| ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 | | | 平成21年6月3日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年7月28日

株式会社野村総合研究所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月29日

株式会社野村総合研究所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。